

- (7) 受託機器の実施実験の結果は、検査の結果をもとに、原則と連絡をとり、3年間保存せんば測定結果が得られる。原則と連絡をとり、3年間保存せんば測定結果が得られる。

7 総合がん検診

- (6) 診要の票のと
検必断人療の
の診個治も
去査定じ、
過検確応かす
所精査要る記
住、密にほ録
所、密のにほ録
年、果密、理で
年、結精た整
性、別、有るつ
性、録のすに事
名の受の情要
氏導査もの必
は、指檢るら他
は、診密すれの
の況無をし、後
記録受精録こそ
検診状有等成や
受性結を状況す
る。

- (8) 体査は、検鏡の検査と精密検査を実施する。S法による内視鏡検査は、腸内視鏡検査と呼ぶ。S法による内視鏡検査は、腸内視鏡検査と呼ぶ。

7 総合がん検診

- (1) 目的 総合がん検診は、地域住民の多様なニーズに対応する観点から、節目検診として総合的ながん検診を行うことを目的とする。

- (2) 実施方法 総合がん検診は、がん検診のすべてを同時に実施するものであり、原則として同時実施が可能な医療機関において実施するものとする。

- (4) 原則として直腸鏡検査を実施する。
 その他
 「結果の通知」、「記録の整備」、「受託実施機関」等については、2から6までに定めるところに準じて実施するものとする。
- 8 受診指導
- (1) 目的
 がん検診の結果「要精検」と判定された者について、医療機関への受診を指導することにより、的確な受診が確保されることを目的とする。
- (2) 対象者
 がん検診の結果「要精検」と判定された者
- (3) 受診指導の実施
- ア 指導の内容
 がん検診の結果「要精検」と判定された者に対し、医療機関への受診を指導する。
- イ 結果等の把握
 医療機関との連携の下に、受診結果等について把握に努めること。
- (4) 記録の整備
 受診指導及びその後の受診状況の記録は、診査の記録に合わせて記録し、継続的な指導に役立てるものとする。
- 9 その他の事項については、「保健事業実施要領の全部改正について」の別添「保健事業実施要領」の第5健康診査等に準ずるものとする。
- 10 健康手帳にがん検診の記録に係るページを設ける場合にあっては、別添様式を標準的な様式例とする。
- 11 その他の留意事項
 別紙のとおりとする。
- (10 別添様式は省略)

- (4) 原則として直腸鏡検査を実施する。
 その他
 「結果の通知」、「記録の整備」、「受託実施機関」等については、2から6までに定めるところに準じて実施するものとする。
- 8 受診指導
- (1) 目的
 がん検診の結果「要精検」と判定された者について、医療機関への受診を指導することにより、的確な受診が確保されることを目的とする。
- (2) 対象者
 がん検診の結果「要精検」と判定された者
- (3) 受診指導の実施
- ア 指導の内容
 がん検診の結果「要精検」と判定された者に対し、医療機関への受診を指導する。
- イ 結果等の把握
 医療機関との連携の下に、受診結果等について把握に努めること。
- (4) 記録の整備
 受診指導及びその後の受診状況の記録は、診査の記録に合わせて記録し、継続的な指導に役立てるものとする。
- 9 その他の事項については、「保健事業実施要領の全部改正について」の別添「保健事業実施要領」の第5健康診査等に準ずるものとする。
- 10 健康手帳にがん検診の記録に係るページを設ける場合にあっては、別添様式を標準的な様式例とする。
- 11 その他の留意事項
 別紙のとおりとする。
- (10 別添様式は省略)